

新潟市サイチョ着ぐるみ使用取扱要領

(目的)

第1条 新潟市環境部循環社会推進課（以下「循環社会推進課」という。）で管理・保管する「サイチョ着ぐるみ」（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出品目)

第2条 着ぐるみ 1式（頭部・胴体（型枠チューブ2本含む）・手袋・靴・名札）

(貸出基準)

第3条 貸出を許可する基準は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新潟市内での使用に限る。
- (2) ごみ減量・3Rの推進等にかかる市民への啓発活動を行う催し等。
- (3) その他、市長が適当であると認めたもの。

2 前項のいずれかに該当するもので、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 宗教、政治及び選挙に関係していないもの。
- (2) 暴力団及びその構成員に関係していないもの。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、最大10日間とする。ただし、返却日が新潟市役所の閉庁日にあたる場合はその翌日とする。また、その都度使用申請書（様式1号）を提出し許可を受けると、循環社会推進課の指示に従うものとする。

(使用申込)

第5条 着ぐるみの貸出を希望する者（以下「使用者」という。）は、使用日の15日前までに、使用申請書（様式1号）に事業実施計画書（様式2号）を添えて、循環社会推進課に提出するものとする。

2 市は、使用申請書の受付後にこの要領に基づいて審査を行い、適当であると認めたものについて、使用許可書（様式3号）の交付を行うものとする。

3 貸出については、「使用申請書」を受け付けた順とする。ただし、市及び循環社会推進課事業での使用、また、管理運営上その他公益上必要があるときは、緊急に許可の取り消しまたは、変更を行う場合がある。

4 着ぐるみの受取り及び返却は循環社会推進課でのみ行う。

(実地調査等)

第6条 新潟市が必要と認めた場合、使用者は事業の実施状況について随時実地調査を受け入れ、また、新潟市に報告もしくは資料の提出を行うものとする。

(禁止事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 事業実施計画書に記載し、許可された内容以外で使用する事。
- (2) 火気を使用したり、危険物の近辺で使用する事。

- (3) 雨天時に屋外で使用すること。
- (4) 営利目的の活動に使用すること。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けたものは、貸出指定日時に許可書を持参の上、循環社会推進課で着ぐるみを受領することとする。
- (2) 事業終了後は、返却日までに遅滞なく着ぐるみを循環社会推進課に返却すること。
- (3) 返却する際には、汚れ等を落とし陰干しして乾燥させておくこと。
- (4) 受領及び返却することの出来る時間は、平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (5) その他注意事項は市の指示に従うこと。

(許可の取消)

第9条 市は、着ぐるみ使用許可を受けたものが次の各号に掲げる事項に該当したときは、使用許可を取り消すことが出来るものとする。

- (1) 新潟市サイチョ着ぐるみ使用取扱要領に違反したとき。
- (2) その他、市が不適切と認めたとき。

(使用権譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(原状回復等)

第11条 使用者は、着ぐるみを汚損または滅失したときは、直ちに市長へ報告するものとする。

2 汚損または滅失が、使用者の故意または過失によるものと認められた場合は、使用者は直ちにその原状回復を行うものとする。

(事故補償等)

第12条 着ぐるみの使用に際して発生した事故等について、市は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えた場合は、使用者が、その損害賠償の責任を負うものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式1号

「サイチヨ着ぐるみ」使用申請書

年 月 日

新潟市長 様

〒

住 所

団 体 名

申 請 者

電話番号 () -

この度、別紙の事業計画のイベントで「サイチヨ着ぐるみ」を使用したいので、事業実施計画書を添えて申請します。

なお、借用後は「使用取扱要領」に従い、破損、汚損、滅失のないよう十分注意します。

記

イ ベ ン ト 名	
借 用 期 間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで ()日間
受領希望日時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分

『サイチョ着ぐるみ』事業実施計画書

イベント 内 容	イベント名	
	場 所	
	参加予定者	
	概 要	
具体的な使用内容		
サイチョの借用理由		
備 考		

- ※ 貸出を希望するイベント・行事を記入して提出してください。
- ※ 申請が重なった場合や、優先事業により希望に添えないことがありますので、ご了承ください。
- ※ イベント等のパンフレット、チラシ等がありましたら添付してください。
- ※ 貸出時に確認する場合がありますので社員証等身分を確認できるものをご持参ください

※ この欄には記入しないでください。

返 却 日	返 却 者	確認者	備 考
年 月 日			

「サイチョ着ぐるみ」使用許可書

年 月 日

様

新潟市長

申請のありました、「サイチョ着ぐるみ」の使用について、下記の通り許可します。
 なお、使用後は「使用取扱要領」に従い、破損、汚損、滅失のないよう十分注意してください。

記

借 用 者 住 所	〒
借 用 団 体 名	
申 請 者	
イ ベ ン ト 名	
借 用 期 間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで ()日間
受 領 日 時	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分
返 却 日	年 月 日(曜日)

別紙

「サイチョ着ぐるみ」使用上の注意事項

1 着ぐるみ

- ① 「サイチョ」及び新潟市のイメージを逸脱するような使用をしないこと。
- ② 着脱の際は、関係者以外の目に触れないよう注意すること。
- ③ 活動中は会話および発声しないこと。
- ④ 活動中は着ぐるみ内部が高温になるため、Tシャツ、短パンなど、できるだけ軽装になること。
- ⑤ 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
使用中に雨天となった場合は、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- ⑥ 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として誘導係をつけること。また、子供等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すのは避け、転倒などにも十分注意すること。
- ⑦ 当日の会場の、天候、気温、また体調等を考慮し、水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。長時間のイベントでは適宜休憩をとり、特に気温の高い時は、短い時間で早めに交代するなどして無理のない着用をすること。
- ⑧ 使用後は、本体を裏返しにして、風通しの良い場所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。
- ⑨ 着脱、活動及び輸送や保管の際は、破損、汚損しないように十分留意すること。
- ⑩ 破損したり、部品を失くした場合は貸出機関に申し出ること。
- ⑪ その他、使用者および周辺への安全に十分留意すること。

新潟市サイチョ着ぐるみ使用取扱要領(抜粋)

(禁止事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 事業実施計画書に記載し、許可された内容以外で使用する事。
- (2) 火気を使用したり、危険物の近辺で使用する事。
- (3) 雨天時に屋外で使用する事。
- (4) 営利目的の活動に使用する事。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けたものは、貸出指定日時に許可書を持参の上、循環社会推進課で着ぐるみを受領することとする。
- (2) 事業終了後は、返却日までに遅滞なく着ぐるみを循環社会推進課に返却すること。
- (3) 返却する際には、汚れ等を落とし陰干しして乾燥させておくこと。
- (4) 受領及び返却することの出来る時間は、平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (5) その他注意事項は市の指示に従うこと。

(許可の取消)

第9条 市は、着ぐるみ使用許可を受けたものが次の各号に掲げる事項に該当したときは、使用許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 新潟市サイチョ着ぐるみ使用取扱要領に違反したとき。
- (2) その他、市が不適切と認めたとき。

(使用権譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(原状回復等)

第11条 使用者は、着ぐるみを汚損または滅失したときは、直ちに市長へ報告するものとする。

- 2 汚損または滅失が、使用者の故意または過失によるものと認められた場合は、使用者は直ちにその原状回復を行うものとする。

(事故補償等)

第12条 着ぐるみの使用に際して発生した事故等について、市は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えた場合は、使用者が、その損害賠償の責任を負うものとする。

サイチヨ着ぐるみ返却チェックリスト

使用者は、次の項目を確認の上、この用紙とともに着ぐるみを返却してください。

項目	✓欄
頭に付いているファンのスイッチを切った。	
鼻、耳などに破損がない。	
頭を袋に入れた。	
胴体（赤シャツ、名札を含む）を袋に入れた。	
手を袋に入れた。	
足を袋に入れた。	

使用者名 _____